

金融庁

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した施策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|--|--|
| 1 | 合同会社等の社員権の取得勧誘規制の見直し（令和4年6月22日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（令和4年9月公布・同年10月施行）。</p> |
| 2 | 信用協同組合等の臨時休業等及び信用協同組合代理業者の標識等に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> |
| 3 | 金庫の臨時休業等及び信用金庫代理業者の標識等に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> |
| 4 | 金庫の臨時休業等及び労働金庫代理業者の標識等に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> |
| 5 | 銀行の臨時休業等及び銀行代理業者の標識等に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> |
| 6 | 貸金業者の貸付条件等及び標識に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> |
| 7 | 少額短期保険業者の標識に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> |
| 8 | 信託契約代理店の標識に係る書面掲示規制（令和5年3月6日公表） | <p><制度改正></p> <p>規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> |
| 9 | 長期信用銀行の臨時休業等及び長期信用 | <p><制度改正></p> |

| | | |
|----|---|---|
| | 銀行代理業者の標識等に係る書面揭示規制（令和5年3月6日公表） | 規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。 |
| 10 | 貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者の貸付条件等に係る書面揭示規制（令和5年3月6日公表） | <制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。 |
| 11 | 金融商品取引業者等及び金融商品仲介業者の標識に係る書面揭示規制（令和5年3月13日公表） | <制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。（令和5年3月）。 |
| 12 | 金融サービス仲介業者の標識に係る書面揭示規制（令和5年3月13日公表） | <制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。（令和5年3月）。 |
| 13 | 金融サービスの顧客等の利便の向上及び保護を図るための措置（令和5年3月13日公表）（5件） | <制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。 |

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（令和4年8月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html）参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|------------------------|--|
| 1 | 投資法人に係る税制優遇措置の延長 | <税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、投資法人に係る税制優遇措置の延長について税制改正要望（令和4年8月）を行った。その結果、投資法人に係る課税の特例における再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、設立に際して公募により発行した投資口の発行価額の総額が1億円以上であることとの要件を除外した上、再生可能エネルギー発電設備の取得期限を3年延長する措置が講じられることとなった。 |
| 2 | 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置 | <税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置について税制改正要望（令和4年8月）を行った。その結果、銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する措置が講じられることとなった。 |
| 3 | N I S Aの抜本的拡充等 | <税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、N I S Aの抜本的拡充等について税制改正要望（令和4年8月）を行った。その結果、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、N I S A制度の抜本的拡充・恒久化を行う等の措置が講じられることとなっ |

| | | |
|--|--|----|
| | | た。 |
|--|--|----|

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和4年8月31日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|---|---------|--------|--|
| 1 | 【基本政策 I 施策 I-1】 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機関等検査経費」、「顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた調査に必要な経費」、「企業データ分析を通じた金融支援等実施経費」、「行政手続電子化推進調査費」、「モニタリング支援システム」、「信用リスク計測参照モデル」、「デジタルフォレンジック等関連システム経費」及び「企業データ分析関連経費」の令和5年度予算要求(321百万円※)を行い、政府予算に計上(262百万円※)された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標(国際的に活動する保険グループに対する適切な監督)の見直しを行い、新たな測定指標(大手保険グループに対する適切な監督)を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、例えば、大手銀行グループのモニタリングの知見を活用した地域銀行や生命保険会社に対する有価証券運用ヒアリングの実施といった業態横断的な対応に加え、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大手銀行グループについては、信用リスクに関して、内部格付の付与や償却・引当に係るプロセス、事業再編資金などニーズの高い分野の融資慣行について対話を行い、必要な対応の検討を行った。また、市場リスク・流動性リスクに関しては、各行の運用・調達方針を確認の上、資産と負債の総合管理の状況を含め、有価証券運用や外貨流動性に関するリスク管理態勢を重点的に検証し、その高度化を促した。特に、外貨流動性に関しては、我が国金融機関の外貨調達市場性調達に一定程度依存しており、市場の急変に対して脆弱性を有していることに留意した。くわえて、日本銀行と共同で、各行共通のシナリオに基づくストレステストを実施し、各行の |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>分析手法の改善を促した。政策保有株式についても保有意義や縮減計画の進捗確認を行った。</p> <p>また、主要行等が海外での買収や拠点拡大など国境・業態を超えた業務展開を推進する中、各行の戦略について対話を行いつつ、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促した。その際、海外におけるファンドや低信用先との取引に関する戦略やリスク管理の枠組みを確認したほか、グローバルでの経営を支えるIT・システム等の在り方について対話を行った。国内についても、銀証間のファイアーウォール規制の緩和を踏まえ、新設の「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」に寄せられる情報等を活用しつつ、優越的地位の濫用に関する防止態勢について重点的に検証を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新形態銀行については、各種リスク（収益性、システム、サイバーセキュリティ、AML/CFT、ガバナンス、有価証券運用など）への対応状況を継続的に確認しつつ、持続的かつ適切な経営についてモニタリングを行った。また、経営トップとの対話（トップヒア）や親事業会社との対話を行い、グループベースでの事業戦略やガバナンスを含む経営の諸課題に対する認識を確認した。 ○ 地域金融機関については、地域金融機関が、自行の融資ポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積りを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示の在り方を含めて、引き続き、取組状況や事例の把握・共有を行った。 ○ 証券会社については、証券会社としての金融仲介機能を十分に発揮することができるよう、顧客本位の業務運営に向けた取組を深化させ、顧客の真のニーズを捉えるべく不断の取組が行われるよう対話を通じて促した。くわえて、不公正取引等の検知・防止のための態勢整備も含め、実効性のあるコンプライアンス態勢や内部管理態勢が構築されているかについてモニタリングを行った。 ○ 保険会社については、中長期的な事業環境の変化を見据え、持続可能なビジネスモデルの構築に加え、保険会社の海外進出が進む中、グループガバナンスの高度化などを進めることが重要であり、こうした取組が着実に進展するよう、海外当局とも連携しつつ、対話を通じて促した。自然災害への対応については、各社の取組へのモニタリングを継続するほか、リスクに応じた水災保険料率の細分化について関係者と対話を行うとともに、水災補償の普及に向けたリスク情報の発信や災害 |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|---|--------------|------------|--|
| | | | | <p>に便乗した悪質商法等への対策に関係者と連携して取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本郵政グループについては、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保等に係る取組状況について対話を行った。 ○ また、令和5年6月末に公表停止が予定されているドルLIBORの一部テナー（期間）を参照する新規取引の停止状況、既存契約の移行やフォールバック条項（※）の導入状況について、個別金融機関のモニタリングやLIBOR利用状況調査を通じて確認し、時間軸を意識した移行対応を促した。くわえて、金融機関におけるLIBOR参照残存契約への対応状況や、市場データを用いて算出する擬似的な円LIBOR（シンセティック円LIBOR）の利用状況、及びシンセティック円LIBORを利用する際の顧客対応状況を確認した。さらには、シンセティック円LIBORの公表が令和4年12月末までであることを踏まえ、シンセティック円LIBORから代替金利指標への移行対応状況を確認した。 <p>（※）LIBORの恒久的な公表停止後に参照する金利指標について、契約当事者間であらかじめ合意した内容。</p> |
| 2 | <p>【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-2】 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の令和5年度予算要求（8百万円）を行い、政府予算に計上（8百万円）された。</p> <p><その他の反映状況> 評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済価値ベースのソルベンシー規制等について、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICSVer 2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書の内容を踏まえつつ、制度の基本的な内容の暫定決定を行った。そのうえで、新たな健全性政策への円滑な移行に向けて、保険会社における態勢整備状況を確認しつつ、制度の詳細について検討を進めた。 ○ 平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施について、引き続き関係者と十分な対話を行いながら、令和4年4月、11月に、改正告示・監督指針及びQ&Aを公表した。 ○ 信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入 |

| | | | | |
|---|--|----------|--------|---|
| | | | | <p>について、引き続き、関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の関係機関と連携し、名寄せデータの整備状況の確認を行った。 |
| 3 | <p>【基本政策 I 施策 I-3】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」、「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費」、「事業者支援のための地域金融人材の能力向上に必要な経費」及び「地域金融機関の経営改善支援の効率化に必要な経費」の令和5年度予算要求（104百万円）を行い、政府予算に計上（54百万円）された。</p> <p><定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和5年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関による人材仲介機能強化のための体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ 地域金融機関による経営改善支援業務の推進に係る体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ 協同組織金融機関の金融機能強化のための体制整備（時限要求）：係長1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり測定指標の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標（金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進）を新たに設定した。 ○ 測定指標（ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進）の見直しを行い、測定指標（ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備）を設定した。 ○ 測定指標（金融機能強化法の一部改正により創設された「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加・「実施計画」を認定した金融機関に対する適切なフォローアップの実施）の見直しを行い、測定指標（金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>び同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施)を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標(経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証ガイドライン」という。))及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則(以下「特則」という。)の融資慣行としての浸透・定着)の見直しを行い、測定指標(経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組の促進)を設定した。 ○ 測定指標(コロナの影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画(以下「実抜計画」という。))の取扱いの明確化)を削除した。 ○ 測定指標(地域経済エコシステムの推進)を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関による、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援等の状況や、事業者のニーズ等についてヒアリングを継続し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を促した。 ○ 金融サービス利用者相談室に寄せられる相談内容等をもとに、必要に応じて個々の金融機関に対し適切な対応を求めたほか、信用保証協会や政府系金融機関、関係省庁等とも連携し、事業者の資金繰りに資する制度に係る周知を行った。 ○ また、令和4年11月、金融関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や世界的な物価高騰への対応等様々な課題に直面する中、中小企業や小規模・零細企業、中小企業組合はもとより、中堅・大企業等も含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底するよう要請した。 ○ 金融庁・財務局として地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促した。 ○ 地域銀行における株主や取締役会によるガバナンスの発揮状況について、経営トップをはじめとする各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて、経営改革に向けた取組を促進した。経営の高度化・多角化を図るために、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行については、その進捗を確認した。 ○ 持続的な価値創造を支える基盤は地域金融機関の人的資本であることを踏まえ、各層の役職員との対話を通 |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>じて、地域金融機関の人的投資や人材育成の取組を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行った。 ○ 地域金融機関による地元取引先等に対する継続的な資金繰り支援や経営改善・事業再生・事業転換支援等への取組状況について、モニタリングを実施した。 ○ 地域、国内外の経済情勢、金融市場の動向等を踏まえ、関係部署とも連携した情報収集に努め、大口与信先やコロナ関連業種等の信用状況、市況の変化が各行の期間収益や健全性に与える影響を常時把握し、必要となる対応を早め早めに促した。 ○ 地域金融機関によるポストコロナ、ウイズコロナを見据えた、持続可能なビジネスモデルの確立や金融仲介機能の発揮状況、県外融資の審査・管理体制を含めた信用リスクの管理体制、リスクテイクの積極化や多様化に応じた有価証券運用の管理状況、金融商品販売時等における顧客保護態勢などについて、金融機関の抱える課題を踏まえつつ、必要に応じて検査や各種のデータ分析を活用し、モニタリングを実施した。 ○ 特に、持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続し、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促した。 ○ リスク性金融商品の販売に関し、金融庁に寄せられる苦情やセグメント別の収益状況等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施した。 ○ コロナの影響の長期化等にくわえ、デジタル化や気候変動への対応など事業者のニーズが多様化する中で、協同組織金融機関においてニーズに応じた支援が行われているか確認するとともに、こうした支援の一助となるよう、関係省庁等と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透を図った。 ○ 協同組織金融機関において、会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していけるよう、それぞれの規模・特性を踏まえつつ、金融仲介機能の発揮状況等について対話を進めるとともに、新規業務や中央機関のサポート等を活用した経営基盤の強化を促した。また、金融仲介機能の発揮と健全性の |
|--|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>維持の両立に向けたガバナンスが発揮されるよう、「コア・イシュー」の考え方を援用して、理事長等との対話を進めたほか、持続的な価値創造を支える基盤は人的資本であるとの観点から、対話を通じて、人的投資や人材育成の取組を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナの影響の長期化等により経済や市場環境が変動する中、協同組織金融機関において適切なリスク管理が行われているかについて、信用リスク・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認した。また、持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題のある協同組織金融機関に対しては、早期警戒制度の枠組み等に基づいて、先々を見据えた早め早めの取組を促した。 ○ 新規業務の許認可等に関して、金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同組織金融機関による自主的な取組を後押しした。 ○ 中央機関については、対話を通じて、経営や業務のサポートといった役割の発揮等を促した。 ○ 地域金融機関による事業者のデジタル化支援を促進するため、各種補助事業を関係省庁と連携して周知することなどを通じて、地域金融機関の取組を後押しした。 ○ デジタル化支援を含めた改正銀行法の活用に係る金融機関からの事前相談がある場合は、最初から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを行い、迅速に対応した。 ○ 令和4年12月、個人保証に依存しない融資慣行を更に加速するため、関係省庁と連名で「経営者保証改革プログラム」を公表した。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績や、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」の公表を行うと共に、活用実績等を踏まえ、進捗が遅れていると考えられる金融機関に対し、ヒアリングを行った。 ○ 「地域企業経営人材マッチング促進事業」について、REVICareerの機能の拡充等を通じ、転籍や兼業・副業、出向といった様々な形でのマッチングを推進した。なお、この人材マッチングをさらに推進するため、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の一環として、「地域金融機関取引事業者支援高度化事業補助金」を令和4年度第2次補正予算に計上した（837百万円）。さらに、地域金融機関による人材仲介を通じた |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>事業者支援について相談対応や実態把握、周知・広報等を行う「人財コンシェルジュ」事業を実施し、当該事業者支援の高度化を図り、地域への新たな人の流れの創出と地域経済の活性化を後押しした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関が、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度（事業成長担保権（仮称））の早期実現に向けて、制度設計の具体的なあり方について「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」を開催し、その議論を令和5年2月に報告書として取りまとめた。金融庁では、我が国の担保法制が事業の成長に資するものとなるよう、法務省に設置された法制審議会担保法制部会における議論にも貢献している。 ○ 企業アンケート調査について、地域金融機関の金融仲介機能の発揮に向け、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施した。（令和5年3月） ○ 地域経済の活性化・課題解決、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に資する創意工夫やアイデアの創出に向け、様々なバックグラウンドを持つ関係者が議論するRegional Banking Summit（Re:ing/SUM）を令和5年2月に開催した。 ○ 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生計画の策定支援や「廃業時の『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく保証債務整理の状況についてフォローアップを行った。 ○ 金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、事業者支援ノウハウ共有サイトにおいて、実践的な事業者支援のノウハウや知見の共有を進めるとともに、地域・組織・業態を超えた職員間のつながりの強化に取り組んだ。また、財務局や信用保証協会を中心に各地域で開催されている意見交換会や講演等についても、金融機関出身の職員を派遣するなど、地域内の事業者支援の活動を後押しした。 ○ また、金融機関の事業者支援能力の向上を後押しする取組みの一環として、現場職員が担当先の経営改善支援に当たって、担当先それぞれが抱える課題に応じた優先順位付けを行う際のAI等の活用可能性に関する調査・研究を実施し、その結果を当庁ウェブサイトにおいて公表した（令和5年3月）。あわせて、現場職員が経験の有無に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、事業 |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|-------------------------|------|------------|---|
| | | | | <p>者支援のニーズが予想される業種を中心に、有識者の知見を踏まえ、事業者支援における初動対応のポイントを業種別に取りまとめた「業種別支援の着眼点」を公表した（令和5年3月）。なお、地域金融機関による効果的・効率的な事業者支援をさらに後押しするため、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の一環として、「地域金融機関経営改善支援調査研究費」を令和4年度第2次補正予算に計上した（90百万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機能強化法に基づく「資金交付制度」の活用申請に当たっては、「実施計画」について、同計画の実施による基盤的金融サービスの提供の維持に関する実現性の観点等から検証・評価を行った。 ○ 金融機能強化法に基づき国が資本参加及び資金交付を行う金融機関については、金融仲介機能の十分な発揮を促進する観点から、将来を見据えた経営改革や経営基盤の強化、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組を促すなど、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表した。 ○ 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期ごとに公表した。 ○ 金融機関を含む関係者からの情報収集を通じて、コロナの影響も含めた地域経済の実勢・地域経済エコシステムの実態把握を進め、地域産業・企業への支援方針に係る金融機関との対話等に活用した。 ○ 地域課題の解決支援については、様々な地域から寄せられた全国各地での地域課題に対して、地域の産学官金等の関係者とともに、具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」等を通じて、解決に資する創意工夫を凝らした取組を進めた。 ○ 財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」を発展させた。経済産業局や、地域の関係者との連携・協働を深化させ、それぞれの地域の特性を踏まえながら、例えば、事業承継や気候変動問題に関する連携強化などの地域ごとに特定された課題への対応、都道府県内を地域経済圏ごとに捉えた場合における課題の特定と対応策の検討、これまでに構築された事業者支援態勢の実効性の確認などの取組を進めた。 |
| 4 | 【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-1】 利用者の利便の | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」、「資産形成の意義に係る広報イベント等経費」、「金融知識等普及施策のた</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | | <p>めのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」、「金融知識等普及施策奨励経費」、「金融教育の推進のための経費」及び「貯蓄から投資にシフトさせるための情報発信に必要な経費」の令和5年度予算要求（29百万円）を行い、政府予算に計上（29百万円）された。</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の法令・制度の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年11月に策定された「資産所得倍増プラン」の記載や、令和4年12月に公表した金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の提言を踏まえ、官民一体となった金融経済教育を総合的に実施するための中立的な組織の設立、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。 ○ 顧客に対するコンサルティングやアドバイスを重視する動きが広がる中、令和4年6月に公表された金融審議会市場制度ワーキング・グループ 中間整理の提言を踏まえ、証券会社等が、提供する助言サービスの態様に応じ、投資助言業を兼業して適切に「有償」の助言を行うことができるように環境整備を行うため、内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した（令和4年12月）。 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな測定指標（「金融リテラシー調査」における正誤問題（金融知識・判断力）の正答率）を設定した。 ○ 測定指標（家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組状況）の見直しを行い、新たな測定指標（国民の安定的な資産形成の促進に向けた取組状況）を設定した。 ○ 測定指標（金融機関による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況）の見直しを行い、新たな測定指標（金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の安定的な資産形成の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的な資産形成の促進や、つみたてNISAの普及 |
|---|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>促進に向けて、国民への呼びかけを進めた。その際、雑誌やテレビなどのメディアや金融関係団体、地方自治体と有効に連携し、幅広い層への効果的な情報発信を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度税制改正に向けて、N I S A の抜本的拡充・恒久化をはじめとする「資産所得倍増プラン」関連の要望を行い、令和 4 年 12 月に発表された税制改正大綱においては、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、N I S A 制度の抜本的拡充・恒久化を行う等の措置が講じられることとなった。 <p>○ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁・財務局では、新学習指導要領に対応した授業の円滑な実施を支援するため、教育現場と連携し、指導教材や授業動画を活用した出張授業や、教員向けの研修を実施した。また、金融機関や業界団体においても、様々な形で資産形成に関する情報提供や金融経済教育が実施された。「資産所得倍増プラン」も踏まえ、「顧客本位タスクフォース」において、国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための常設組織の構築について検討を行った。 <p>○ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着</p> <p>金融審議会市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」を新たに立ち上げた上で、以下の取組を実施した（令和 4 年 9 月より 5 回開催）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に必要な「顧客本位の業務運営に関する原則」の見直しやルール化に向けて検討を深めた。 ・顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供されるよう、デジタルツールを活用した情報提供の充実に向けた制度面の検討を行った。 ・証券会社等の投資助言業の兼業に係る環境整備の実施とともに、勧誘・助言に関する制度的枠組みについて検討を行った。 <p>金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向け、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組方針等に関する報告に基づき、「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表した。 ・金融事業者から報告のあった「投資信託の共通 K P |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>I]「外貨建保険の共通KPI」について、分析結果を公表した。(令和4年9月、令和5年1月公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融事業者における取組方針等について、記載上の工夫が認められる事例などを収集し、公表した。 ・顧客本位の業務運営に関する金融事業者の具体的な取組が取組方針の中で明確化されているか、営業現場において定着しているかについてモニタリングを行った。 ・金融事業者において顧客の資産形成に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行った。 ・保険会社に対し、外貨建保険の販売等について、募集管理やアフターフォロー等の取組の浸透・定着状況に関するアンケート調査を実施した。(令和4年11月) <p>○ 顧客に寄り添った利用者サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の利便性の向上に向けた取組として、令和4年度も引き続き、各金融機関に対してアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、業界団体との意見交換会において、各金融機関へ対応を要請した。保険会社による障がい者等への対応について、障がい者等の利便性向上に配慮した取組をより一層促す観点から、保険会社向けの総合的な監督指針を改正した。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促したとともに、導入済み金融機関において、利用者がより円滑なサービス提供が受けられるよう各拠点への一層の浸透を促した。金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知のためオレンジリングドレスアップの取組を実施した。投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論を行った。 ・外国人の口座開設等の金融サービス利用について、利便性の一層の向上が図られるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」等に基づき、以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネーローンダ |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|---|----------|--------|---|
| | | | | <p>リングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関に対して、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促した。 ✓ 来日したウクライナ避難民について、金融機関の現場において適切な対応が行われるよう、金融機関に促した。 ✓ 外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネーロンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促した。 <p>・金融機関における旧姓の通称使用への対応状況や、対応を進める上での課題等の実態把握を目的として実施したアンケートの調査結果を踏まえ、旧姓名義による口座開設等について、金融機関に係る取組の促進に向けた対応を検討した。</p> |
| 5 | <p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」、「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」、「貸付自粛制度の推進に必要な経費」及び「金融庁ウェブサイトシステム（貸金業者情報検索サービス経費）」の令和5年度予算要求（26百万円※）を行い、政府予算に計上（26百万円※）された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和5年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合政策局内の連携強化によるモニタリング機能を強化するための体制整備（振替要求）：室長1名、金融行政相談官1名、課長補佐5名、係長4名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の関係法令の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者については、全銀システムへの参加資格拡大に向けて、新たに全銀システムへ接続する事業者へのモニタリングの観点を踏まえた事務ガイドラインの改正に取り組んだ。 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>○ 前払式支払手段発行者については、改正資金決済法（公布後1年以内施行）の施行に向け、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る政令・内閣府令の改正等に取り組んだ。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり測定指標の見直しを行った。</p> <p>○ 測定指標（貸金業者における更なる態勢整備）を削除した。</p> <p>○ 測定指標（無登録業者に対する適切な対応）の見直しを行い、測定指標（無登録業者等に対する適切な対応）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <p>○ 預金取扱金融機関については、システム障害や不正利用等により利用者に影響を及ぼす事案の発生を踏まえ、重大な顧客被害や金融機関のシステムリスク管理態勢に問題が見られる場合は重点的に検証し、適切な対応を促すことで、システムリスク管理態勢の強化を促した。</p> <p>○ 保険会社については、対話を通じて、顧客の多様なニーズに応じた保険サービスが適切に提供されるよう、公的保険制度を踏まえた保険募集の推進や保険代理店管理態勢の高度化等を促した。また、保険契約者からの信頼を確保するため、実効的な営業職員管理態勢の整備を促したほか、保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発・募集活動を防止するため、国税庁と連携し、実効性のある商品審査等を行った。</p> <p>○ 少額短期保険業者については、財務の健全性や業務の適切性に関する問題を早期に把握し適切な対応を行うため、財務局と連携し、モニタリング方法の見直しの検討を行い、具体的な見直し案を取りまとめた。</p> <p>○ ゆうちょ銀行及びかんぽ生命については、新規業務・新商品のサービス提供の開始等を踏まえ、顧客本位の業務運営に向けた施策の取組状況について対話した。</p> <p>○ 暗号資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産交換業者については、継続的にサイバーセキュリティ水準の向上を図るほか、新規の暗号資産交換業の登録申請者に対して、審査プロセスの透明性を維持しつつ、より迅速に登録審査を進めた。 <p>○ 資金決済事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金移動業者については、新しい種別の資金移動業の創設を踏まえ、既存の種別も含め、登録審査及び業務 |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>実施計画の認可審査について、引き続き、手続きの迅速化に取り組むとともに、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払式支払手段発行者については、法令・事務ガイドラインに基づく態勢整備の状況についてモニタリングを行った。 <p>○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（令和4年6月、令和5年1月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や業務改善に資する取組等について議論を行った。 <p>○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施した。 ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップした。 ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めた。 ・貸金業の利用者についての実態把握を行った。 <p>○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 ・預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ・振り込め詐欺救済法の円滑な実施を図るため、同法に基づく返金制度や犯罪被害者等支援事業について周知を行った。 <p>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期ごとに当庁ウ |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|---|---------|------|------|---|
| | | | | <p>ウェブサイトにおいて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（令和4年11月）。 ・特に、フィッシング詐欺による預金の不正引出しが多発していることを踏まえ、業界団体との意見交換会において、預金取扱金融機関に対し被害防止対策の検討・実施を要請するとともに、警察庁と連携し、不正送金の主な手口や注意点に関する注意喚起を行った。 <p>○ 多重債務問題等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務問題への対応として、関係機関との連携を強化し、各種の取組を進めた。とりわけ、近年広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資、ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化・先払い買取現金化等）について、多重債務防止等の観点から注意喚起等の取組を行った。 <p>○ 成年年齢引下げへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないように、業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、SNS等を通じ、若年者を対象とした過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を行った。 <p>○ 無登録業者等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対して、問い合わせ等を通じ実態把握を行い、警察当局等と情報を共有する等連携した。また、無登録で金融商品取引業を行っていた者24先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。さらに、Twitterにおいて、上記公表内容のほか詐欺的な投資勧誘等に関する情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行った。加えて、無登録で金融商品取引業を行っていた者や無届けで有価証券の募集等を行っていた者に係る裁判所への申立てを2件実施するとともに、当該事案について公表する際に、一般投資家向けの注意喚起情報を併せて掲載するなど、情報発信を強化した。 |
| 6 | 【基本政策Ⅲ施 | 相当程度 | 引き続き | <予算要求> |

| | | | |
|--|-------------|-----------|---|
| <p>策Ⅲ-1】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p> | <p>進展あり</p> | <p>推進</p> | <p>評価結果を踏まえ、「課徴金制度関係経費（市場の公正確保）」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「検査等一般事務費」、「証券取引等監視経費（犯則調査経費）」、「証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）」、「証券取引等監視経費（証券取引審査経費）」、「情報収集・分析態勢強化経費」、「デジタルフォレンジック関連システム」、「インターネット巡回監視システム」及び「市場監視総合システム」の令和5年度予算要求（284百万円※）を行い、政府予算に計上（278百万円※）された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和5年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際金融都市の確立（新規参入が一層見込まれる外資系証券会社の検査の実施）のための体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ クロスボーダー取引等による不公正取引の調査体制の整備（複雑な不公正取引の増加に対応するための体制強化）：統括調査官1名、証券調査官1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標（フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視の実施）の見直しを行い、新たな測定指標（金融市場の新たな動向等の多面的な分析）を設定した。 ○ 測定指標（市場の公正性・透明性の確保等）の見直しを行い、新たな測定指標（効果的な取引審査の実施）を設定した。 ○ 測定指標（銀証ファイアーウォール規制の見直しに伴うモニタリングの在り方の検討）を削除した。 ○ 測定指標（デジタルイゼーションの一層の推進及び人材の育成）の見直しを行い、新たな測定指標（デジタル化の飛躍的進展への対応及びデータの多様化・大容量化への対応、業務のデジタル化の推進）を設定した。 ○ 新たな測定指標（人材育成）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市場監視に係る取組 <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所とも連携しながら、市場関係者から、様々な金融市場に関する幅広い情報を収集して、金融市場における新たな動向や課題の多面的な分析を行った。また、不公正取引の端緒発見のため、情報受付窓口等に寄せられた情報も活用するなどして、効率的 |
|--|-------------|-----------|---|

| | | | | |
|---|-------------------------|------|------------|---|
| | | | | <p>な取引審査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場における自己規律強化の観点から、事例集の公表等において、具体的で分かりやすい情報発信を実施した。また、自主規制機関等との意見交換会を企画し、双方の取組事例や課題の共有を行うことで、連携を強化した。さらに、海外当局との間でIOSCO MMoU等を利用した情報交換を実施するとともに、IOSCO等の国際会議に参加し、幅広く情報収集、情報発信を行った。 ・事案の様態に応じた多角的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に実施するとともに、重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、刑事告発を行うなど、厳正に対処した。 ・証券モニタリングにおいては、業態横断的に、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況(特に仕組債のような複雑なリスク構造を持つ商品の販売)、デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理(外部委託先の管理を含む)の対応状況等について検証を行った。また、金融商品取引業者等の規模や業態に応じて、例えば、銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等の整備状況など、業務の適切性や内部管理態勢の整備状況等について検証した。 ・無登録で金融商品取引業を行っている者や無届けで有価証券の募集等を行っている者に対し、裁判所への禁止命令等申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との連携を強化した。 ・デジタル化の飛躍的進展及びデータの多様化・大容量化に対応するため、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化を推進した。 ・調査・検査に伴う預貯金等の照会業務を既存の民間サービスも活用しながら電子化していくなど、業務のデジタル化を着実に進めた。 ・市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材育成に取り組んだ。 |
| 7 | 【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】 企業の情報開示 | 目標達成 | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「企業財務諸制度調査等経費」、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費(公認会計士監査)」、「試</p> |

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|
| <p>の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p> | | | <p>験実施経費」、「公認会計士検査等経費」及び「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の令和5年度予算要求（786百万円※）を行い、政府予算に計上（780百万円※）された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通りの令和5年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サステナビリティ開示に係る保証の枠組み整備に向けた体制整備:課長補佐1名、係長1名 ○ 公認会計士法改正に伴う監査法人等に対する検査・監督体制の整備:室長2名、主任公認会計士監査検査官1名、公認会計士監査検査官3名、課長補佐2名、係長1名 ○ 一体的な市場環境整備に係るEDINET高度化推進のための体制整備:室長1名 ○ 令和2年度査定事項（公認会計士制度の企画立案体制の整備に伴う増<3年後見直し>1人）の見直し解除:課長補佐1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上場会社の監査を行う中小監査事務所を含む担い手全体の監査品質の向上や公認会計士の能力発揮・能力向上のため、改正公認会計士法による上場会社等の監査に係る登録制度の導入や監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等の円滑な施行に向け、関連の政令・内閣府令の整備を行った。（令和5年1月公布）。 ○ 監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会を開催し、監査法人のガバナンス・コードが監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、その改訂を行い公表した（令和5年3月）。 ○ 企業会計審議会内部統制部会を開催し、財務報告に関する内部統制の実効性向上を図る観点から、内部統制報告制度の基準・実施基準等の見直しを行い、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（公開草案）」を公表した（令和4年12月）。 ○ 企業会計基準委員会において、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等が公表されたことを受け、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和5年3月）。 |
|-----------------------------------|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>○ 企業開示の効率化の観点から、上場企業の第1・第3四半期については、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化するため、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止する措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <p>○ 測定指標（金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成30年6月28日）を踏まえた取組の進捗状況、上場企業等によるサステナビリティに関する取組の適切な開示のあり方についての検討状況）の見直しを行い、新たな測定指標（金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成30年6月28日、令和4年6月13日）を踏まえた取組の促進）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <p>○ サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の法令上の位置づけについて、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、幅広く関係者の意見を聞きながら検討を行い、報告をとりまとめた（令和4年12月）。</p> <p>○ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、SSBJ等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めた。具体的には、人的資本をはじめとするサステナビリティ情報の開示の充実に向け、日本が国際的な基準策定をリードするために、ISSBの東京拠点が基準開発に係るプロジェクトを担うために必要となる資金を、政府から国際会計基準（IFRS）財団に対して拠出した。また、国内外から官民の関係者を招いてシンポジウムを開催することを通じて、人的資本等のサステナビリティ開示に対する関心を高めるとともに日本企業の取組を直接ISSBに伝え、国際的な働きかけを行った。</p> <p>○ サステナビリティ情報に関する開示を含む好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2022」を公表した（令和5年1月公表、令和5年3月最終更新）。</p> <p>○ EDINETのシステム再構築について、開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進め、令和5年1月にシステム更改を行った。システム更改に当たっては、利用者の利便性向上のため、EDINETで公表する有</p> |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>価証券報告書等の閲覧年限の延長等を行った。更改後のシステムの運用及び保守については、安定運用及び情報セキュリティの確保に努めたとともに、一般に新システムの稼働初期においては不具合が生じる可能性が高いことに十分留意した体制の構築を行った。なお、システムの稼働状況については、目標である稼働率99.9%以上（令和4年4月から令和5年2月末時点まで）を維持している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グローバルな監査品質の向上に一段と貢献するため、監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）の副議長国及び代表理事国という組織運営に責任を有する立場から、新規課題全般に関する意見交換をI F I A R内で機動的に実施すべく議論を牽引した。また、更なるメンバーの拡大に向けて、参加要件を緩和した準会員資格の創設やアジア諸国をはじめとするI F I A R未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行った。メンバー間で関心が高いE S Gについても、タスクフォースの設立を含めたI F I A R内の検討に積極的に貢献した。事務局のホスト国としては、I F I A Rへの一貫した支援を継続したほか、「日本I F I A Rネットワーク」等を通じた、I F I A Rにおける議論の国内関係者への発信を行った。さらに、日本の監査監督当局として、I F I A R加盟国を含む各国の監査監督当局と一層の連携強化を行ったほか、I F I A R及び2国間との連携により得られた情報を国内の監査法人等へのモニタリングに活用した。 ○ 監査法人等に対するモニタリングについては、上場会社監査の担い手としての役割が増大している中小監査事務所に対する検査をより重視した運用を行った。また、監査法人等における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、検査資料の閲覧等をオンラインで実施するなど、引き続き効率的・効果的な実施に努めた。 ○ 監査法人等の監査品質の向上に向け、業務管理態勢・品質管理態勢の実効性に係る検証を重視してモニタリングを実施した。また、改訂品質管理基準の適用に向けた準備・対応状況を確認するとともに、これに伴う審査会におけるモニタリングの内容の見直しや、改正公認会計士法の施行（令和5年4月1日）に向けた検査の手法等について検討を進めた。 ○ 「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関する実務をより良いものとして定着させていくため、記載内容や傾向に関する分析及び関係者との議論を行い、「KAM |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|---|------|--------|---|
| | | | | <p>の特徴的な事例と記載のポイント2022」を公表した（令和5年2月）。</p> <p>○ 公認会計士試験の運営において、引き続きコロナや自然災害に留意した。コロナについては、マスク着用の要請、試験場入場時の検温、試験室の換気、感染が疑われる受験者の別室での受験等の対策を行った。自然災害については、試験前又は試験中に地震等が発生した場合を想定し、試験中止の判断基準や中止した場合の再試験の実施の可否等の検討を行った。</p> <p>また、受験者の利便性向上のため、書面での申請のみとなっている一部の手続について、オンラインでの申請が可能となるよう、令和6年度のシステム更改に向けた検討・準備を進めた。</p> <p>さらに、平成28年から令和4年まで一貫して願書提出者数が増加しているところ、引き続き、大学生向けの講演を実施したほか、公認会計士試験に関するパンフレットを作成する等、公認会計士試験受験者の増加・裾野拡大に取り組んだ。</p> |
| 8 | <p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費」、「コーポレートガバナンスの推進に係る事業費」、「英語発信力強化のための経費」、「世界の主要国際金融センター等における競争力強化に係る調査研究等事業費」、「資産運用業の高度化事業経費」、「フィンテックに関する相談業務に係る経費」、「国際金融都市の確立に向けた外資系投資運用事業者等の受入れに係る環境整備経費」、「国際金融機能の確立のために必要な経費」、「店頭デリバティブ取引情報報告・蓄積システム」及び「参入海外金融事業者向け情報発信事業」の令和5年度予算要求（211百万円※）を行い、政府予算に計上（152百万円※）された。</p> <p>※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通り令和5年度定員要求を行った。</p> <p>○ スタートアップ・事業再生資金の円滑な供給に係る制度整備に向けた体制整備：課長補佐1名、係長1名</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の法令・制度の整備・改正を実施した。</p> <p>○ 有価証券報告書に人材育成方針や社内環境整備方針、これらの方針と整合的で測定可能な指標・目標、男女間賃金格差、女性管理職比率、取締役会等の活動状況等を</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>開示項目とするため、内閣府令等の改正を行った（令和5年1月施行）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外資産運用業者等の声も踏まえ、「拠点開設サポートオフィス」を通じた、資産運用業者等に対する事前相談・登録審査・監督等の英語でのワンストップ対応の対象を、一部の第二種金融商品取引業者に拡大（令和4年10月に告示改正）。 ○ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ 第二次報告（令和4年6月）の内容において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、新たに「年収・職業経験・保有資格・取引頻度」といった要素を勘案することが適当である旨が示されたことを受けて、同要件の弾力化に係る内閣府令等の改正を行った（令和4年7月施行）。 ○ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（令和4年6月）において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等と弊害防止措置の実効性強化について方針が示されたことを受けて、内閣府令等の改正を行った（令和4年6月施行）。 ○ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理（令和4年12月）の内容を踏まえ、新規公開（IPO）プロセスにおいて上場日程の短縮が可能となるよう「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和5年3月）。 ○ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書（令和3年6月）において、個人投資家に対する最良執行方針等をより価格を重視する方向に見直すこと及びSOR（Smart Order Routing）の透明化やレイテンシー・アービトラージへの対応に関して制度を見直すことの方針が示されたことを踏まえて、金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する政令等の改正を行った（令和5年1月施行）。 ○ 清算機関、振替機関等については、FMI原則等に係る近時の議論も踏まえ、危機発生時における意思決定の体制の明確化を求める等の監督指針の改正を実施した（令和4年6月）。 ○ 取引情報報告制度の報告項目の拡充等に向け、内閣府令の改正（令和4年8月）を行うとともに、報告項目の定義等について明確化を図るため、ガイドラインを策定した（令和4年12月）。 <p><事前分析表></p> |
|--|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>評価結果を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標（金融指標の信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況）の見直しを行い、新たな測定指標（金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コーポレートガバナンス改革の実質化に向けて、海外投資家を含むステークホルダーから幅広く意見を聞き検討を行う場（フォーラム）を設け、改革を実質面で推し進めるための方策の検討を進めた。 ○ コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた環境整備の一環として、投資家と企業との対話の促進のため、重要提案行為の規律のあり方など、大量保有報告制度等について検討課題の整理を行い、金融審議会に諮問を行った。 ○ 有価証券報告書等の記述情報の主要項目（「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」等）に関する開示のほか、サステナビリティに関する開示の好事例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2022」を公表した（令和5年1月公表、令和5年3月最終更新）。加えて、開示情報の充実を図る観点から、企業等に対してセミナーや解説動画の配信等を実施した。 ○ 拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、業登録が13件完了するとともに、届出（海外投資家等特例業務に関する届出）を1件受理した（令和4年4月～令和5年3月の件数）。 ○ 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施中であり、英語での業登録及び届出に係る支援が6件完了した（令和4年4月～令和5年3月の件数）。 ○ 投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」につき、第二種金融商品取引業者への英語での行政対応の拡大を踏まえた改訂（令和4年10月）を行った。 ○ 国際金融センター関連施策や日本での拠点開設・生活に役立つ情報に加え、我が国の市場の成長性や魅力等についても、引き続き分かりやすく発信するよう努めた。特に、海外資産運用業者等の我が国で想定される業務ごとに、よりきめ細かい情報発信を行っていく観点から、 |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>国際金融センターの特設ウェブサイトの改修を行った（令和5年3月）。また、在外公館等とも連携し、セミナー等のプロモーションを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでコロナで難しかった海外出張を行い、現地金融事業者との面会やイベントでの登壇等、プロモーション活動を実施した。 ○ 家計の安定的な資産形成と持続的な経済成長を実現していくため、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、「経済成長の成果の家計への還元促進」、「市場インフラ機能の向上」、「成長資金の円滑な供給」について検討を進めた（令和4年4月より7回開催） ○ 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて、上場株式等について、金融商品取引所とPTSによる適切な市場間競争を通じた市場全体としての機能向上の観点から、オークション方式に係るPTSの売買高上限の緩和、不公正取引への対応や取引情報の公表等の具体的な制度のあり方について検討され、金融審議会市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理として公表された（令和4年12月）。 ○ 金融審議会市場制度ワーキング・グループ 第二次中間整理の内容を踏まえ、非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に関する制度の見直しについて検討を行った。 ○ 東京証券取引所は、スタートアップにおける新規上場手段の多様化を図る観点から、企業特性に合わせた上場審査の円滑化やダイレクタリスティングの制度の導入等、所要の環境整備を行った（令和5年3月）。 ○ 東京証券取引所は、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を開催（令和4年7月より9回開催）。令和5年1月、上場維持基準に関する経過措置の取扱い等を含む論点整理が行われ、今後の東京証券取引所としての取組等について、制度要綱を公表した。 ○ 外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加した。 ○ 日本証券クリアリング機構は、上場デリバティブ取引の証拠金計算方法の見直しについて制度要綱を公表した（令和4年6月）。 ○ TORFについて、頑健性・信頼性・透明性向上に向けたQUICKベンチマークスによる取組をフォローアップした。 ○ TIBORについても、頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォ |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|---|---|------|--------|---|
| | | | | <p>ローアップした。特に、T I B O Rの頑健性等向上の観点から、全銀協T I B O R運営機関が令和5年3月に公表した「全銀協T I B O Rのフォールバックに係る論点に関する市中協議」の結果を踏まえた、金融機関におけるフォールバック条項導入に向けた取組を後押しするとともに、金融商品取引法に基づいて、令和5年3月に関連する業務規程の変更を認可した。また、全銀協T I B O R運営機関において令和6年12月末日途での廃止が検討されているユーロ円T I B O Rについて、運営機関における取組をフォローアップした。</p> <p>○ 特定金融指標であるT I B O R及びT O R Fの欧州域内利用に関して、欧州ベンチマーク規制の第三国指標規定に係る市中協議（令和4年5～8月に意見募集実施）の結果を踏まえて制度設計を再検討中の欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。</p> |
| 9 | <p>【横断的施策1】 I T技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「アカデミアとの連携強化に必要な経費」、「ブロックチェーン技術を活用した金融取引に関する共同研究経費」、「F i n T e c hをめぐる戦略的対応経費」、「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」及び「通信回線」の令和5年度予算要求（181百万円※）を行い、政府予算に計上（161百万円※）された。 ※デジタル庁所管において一括計上された分を含む。</p> <p><定員要求> 評価結果を踏まえ、以下のとおり令和5年度定員要求を行った。</p> <p>○ 電子決済手段等取引業者や電子決済等取扱業者に係る監督体制の整備：課長補佐1名、係長1名</p> <p>○ 金融機関のサイバーセキュリティ強化に向けた検査体制の整備：金融証券検査官2名</p> <p><法令・制度の整備・改正> 評価結果を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <p>○ 暗号資産（いわゆるガバナンストークンを含む）のうち発行体保有分についての期末時価評価課税に関する課題への対応（税制改正要望を含む）を行った（令和5年3月改正税法成立）。</p> <p>○ 改正資金決済法の成立を受け、いわゆるステーブルコインに関する制度の着実な施行に向け、政府令等の案を公表した。</p> <p>○ 信託銀行による暗号資産の信託の受託を可能とする内閣府令の改正に向けて取り組んだ。</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>○ 決済の安全性確保の観点から必要な対応を講じた上で、全銀システムの参加資格を資金移動業者に拡大した。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果や新基本計画（令和4年度～8年度）を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大）を図ること。）を設定した。 ○ 新たな測定指標（暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化）を設定した。 ○ 新たな測定指標（NFT等のブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等の暗号資産該当性に関する判断基準の明確化）を設定した。 ○ 新たな測定指標（証券トークンに関する事業環境整備）を設定した。 ○ 新たな測定指標（暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し）を設定した。 ○ 新たな測定指標（信託銀行による暗号資産の管理業務の解禁）を設定した。 ○ 新たな測定指標（FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援）を設定した。 ○ 新たな測定指標（フィンテックに関する調査研究やステークホルダーとの対話の実施）を設定した。 ○ 新たな測定指標（全銀システムの参加資格の資金移動業者への拡大）を設定した。 ○ 測定指標（FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況）を削除した。 ○ 測定指標（FinTech Innovation Hubによる情報収集の実施状況）を削除した。 ○ 測定指標（金融サービスの提供に関する法律の施行及び施行後に向けた取組）を削除した。 ○ 測定指標（金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加機関数）を削除した。 ○ 測定指標（情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況）を削除した。 ○ 測定指標（決済システムの高度化・効率化の検討状況） |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>を削除した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標（クロスボーダー送金の高度化への取組）を削除した。 ○ 測定指標（金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況）を削除した。 ○ 測定指標（送金手段や証券商品等のデジタル化への対応のあり方等の検討）を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <p>① デジタライゼーションの加速的な進展への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ W e b 3.0 の推進に向けた環境整備に関する政府全体の議論に参画し、貢献した。 ○ 暗号資産の新規取扱いについては、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う日本暗号資産取引業協会と更なる改善策を講じた。 ○ N F T等のブロックチェーン上で発行されるデジタルアイテム等について、資金決済法上の暗号資産該当性に係る判断基準の明確化を行った。 ○ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」における検討を踏まえ、投資家保護に配慮しつつ、証券トークンを取り扱うP T Sの認可審査やP T Sが証券トークンを取り扱う場合の適切性の確保等について、検討を進めた。 ○ 埋め込み型金融等の新たな形態の金融サービスについて、その実態を把握した。 ○ 金融サービス仲介業については、オンラインかつワンストップでの銀行・証券・保険サービスの提供など、利用者利便の向上に資することが期待される。こうした新たなサービスが利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、制度内容の周知等に取り組んだ。 ○ 世界に先駆けて暗号資産等に係る制度整備・モニタリング等に取り組んできた経験を活かし、暗号資産等に係る国際的な政策対応に貢献した。 ○ グローバルステーブルコインへの対応も含め、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに沿った取組の推進のため、国際的な議論に貢献した。 ○ 新たな金融サービスの育成普及に向けて、F i n T e c hサポートデスクやF i n T e c h実証実験ハブにより、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続的に実施した。 ○ 日系フィンテック事業者と海外V C等との連携や、内外フィンテック事業者と国内金融機関との連携につい |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>て、その強化のためミートアップ等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクを通じ、ITガバナンスやITリスク管理等の観点から金融機関の先進的な取組に対する支援を継続的に実施した。 ○ 金融業界における非対面の金融サービス普及を一層後押しするために、金融庁に寄せられた相談事例を整理し、令和4年6月に「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ&A」を更新した。 ○ 民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護などを適切に確保する観点から、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等について検討を進めた。 ○ ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを通じて、DeFi等の分散型金融に関する技術動向調査及びAML/CFT、利用者保護、金融システムの安定等の観点からのリスクの特定とその低減策に関する検討を行った。 ○ CBDC（中央銀行デジタル通貨）について、日本銀行は、令和4年4月に開始した周辺機能に関する概念実証を令和5年3月に完了し、同年4月よりパイロット実験を開始予定である。こうした進捗が見られるなかで、金融庁としても、日銀や財務省とも連携し、金融機関に与える影響等の観点から、この検討に貢献した。 ○ フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、国内外のフィンテック事業者や金融機関、ソリューションプロバイダー等から面談等を通じて情報を収集した。フィンテック事業者や金融機関が集積する庁外拠点（FINOLAB等の出先オフィス）を活用し、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化して、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図った。 ○ 国際カンファレンスの開催等を通じて、日本におけるフィンテックの発展と成長を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルで多様なフィンテック・ステークホルダー・エコシステムの構築と新たな形での連携・協力を行った。 ○ 分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGINの活動への積極的な貢献やブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等の取組を継続した。 ○ 令和4年中に稼働が予定されていた新たな個人間送金 |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>インフラを含め、多頻度小口決済の利便性向上に向けた取組をフォローした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期全銀システムの開発方針について、安全性・柔軟性・利便性が確保されたものとなるよう、幅広い関係者による検討に参画した。 ○ 政府全体として、電子インボイスの普及とあわせて、受発注から決済に至る企業間取引の電子化・データ連携に向け取り組む中で、金融EDI (Electronic Data Interchange)の利活用促進に向けた関係事業者による取組を支援した。 ○ 手形・小切手機能の全面電子化に向けて令和3年7月(令和4年6月改定)に金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しした。 ○ 令和3年に実施した「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」の議論を踏まえ、各業界団体に対し、各業界における優先的に取り組むべき事項の策定等を通じて、見直しに向けた取組が進むよう促した。 ○ 法人インターネットバンキングについて、関係者との対話等を踏まえ、活用促進に向けて検討を行った。 ○ 預貯金口座へのマイナンバー付番及び公的給付支給等口座の登録に係る準備が円滑に進むよう、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携して、業務フローやシステム要件の詳細化等に向けた検討を行った。 ○ 金融機関の従業員のマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進のためアンケートや周知を実施した。また、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るためデジタル庁との連携・協働の下、各業界団体に対する説明会を実施した。 ○ 3メガバンクに対しては、海外大手金融機関における先進事例等を参考にしたサイバーセキュリティの強化に着目しつつ、①グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢（ガバナンス、監視体制等）の強化、②外部委託先のリスク等を主要テーマに、日本銀行と連携して、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証した。 ○ その他大手行及び地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を確認した。 ○ 金融庁・日本銀行において、地域金融機関向けの点検票に基づく自己評価結果を収集・分析し、他の金融機関対比での位置付け等に関する情報を還元することで地 |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|----|--------------------------------------|------|--------|--|
| | | | | <p>域金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化を促した。また、金融機関からの意見等を踏まえて同点検票の更なる改善を図るとともに、保険会社や証券会社に対しても、上記の点検票を業の特性を踏まえて必要に応じて修正の上、活用することを検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ G7財務大臣・中央銀行総裁会議のサイバーエキスパートグループ（CEG）をはじめとする国際的な議論に引き続き参画するとともに、サイバーセキュリティに関する国際的な連携の強化を図った。 ○ 金融業界全体のインシデント対応能力の更なる向上を図るため、業界団体も参加してサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）を実施した。その際、演習教材の充実を図るほか、サイバー攻撃の脅威動向を踏まえ、金融機関に対する攻撃のみならず、その外部委託先等への攻撃を想定したより高度なシナリオを用いた。 <p>② 金融技術の発展を受けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげた。 |
| 10 | <p>【横断的施策2】 業務継続体制の確立と災害への対応</p> | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」の令和5年度予算要求（97百万円）を行い、政府予算に計上（97百万円）された。</p> <p><事前分析表></p> <p>評価結果や新基本計画（令和4年度～8年度）を踏まえ、達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（大規模災害等発生時の金融システム全体（金融庁及び金融機関等）における業務継続体制の確立を図るとともに、金融機関のサイバーセキュリティ及びオペレーショナル・レジリエンス確保に向けた取組を推進すること、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図るため、政府防災訓練への参加に加え、職員の安否確認訓練、参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等を関係機関と連携して実施した。 ○ 金融業界全体として横断的に業務継続体制を確保し、その実効性の向上を促すため、金融機関等と合同で訓練を実施したほか、金融機関等の業務継続計画の整備状況 |

| | | | | |
|----|------------------------------------|--------------|------------|---|
| | | | | <p>等について、アンケート等を通じて検証した。</p> <p>○ 令和4年7月以降の大雨等に係る災害に対して、日本銀行と連携し、金融機関に対して「金融上の措置」の要請を実施した。また、必要に応じて、住宅ローン等の債務を抱えた被災者の支援に向けた自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報を実施し、自然災害等の影響を受ける個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促進した。</p> |
| 11 | <p>【横断的施策3】 その他の横断的 施策</p> | 相当程度 進展あり | 引き続き 推進 | <p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「アジア等の金融インフラ整備支援事業」、「グローバル金融連携センター経費」、「気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対応に必要な経費」、「サステナブルファイナンスの推進に必要な経費」、「国際的なイニシアティブ参画支援事業に必要な経費」、「国際開発金融機関協力経費」、「IAIS会合開催経費」「金融分野のマネー・ローンダリング/テロ資金供与対策向上に必要な経費」、「過去の金融行政の知見の集積・活用に必要な経費」及び「新興国を対象にした金融行政研修に必要な経費」の令和5年度予算要求（612百万円）を行い、政府予算に計上（433百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和5年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融業をめぐる国際的な議論への戦略的対応に必要な体制整備：企画官2名、課長補佐1名 ○ 日本の金融機関・市場の国際戦略の企画立案に必要な体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ 国際的な資金洗浄・テロ資金供与・拡散金融対策に関する業務に必要な体制整備：課長補佐1名 ○ 金融機関の気候変動対応に関するモニタリング体制の整備：課長補佐1名 ○ 金融分野からのネットゼロ実現に向けた国際的なルールメイキングへの参画及び金融界・産業界の支援のための体制整備：課長補佐1名 ○ 経済安全保障推進法による基幹インフラの事前審査等のための体制整備：経済安全保障専門官2名、課長補佐2名、係長2名、係員2名 ○ 為替取引分析業者に係る監督体制の整備：企画官1名、課長補佐1名、係長1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果や新基本計画（令和4年度～8年度）を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>○ 達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（サステナブルファイナンスの推進を通じ、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大）を図ること、基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大）を図ること）を設定した。</p> <p>○ 測定指標（国際的に協調した対応・国際的な議論への貢献）の見直しを行い、新たな測定指標（マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化）を設定した。</p> <p>○ 測定指標（サステナブルファイナンスの推進）の見直しを行い、新たな測定指標（①企業開示の充実、②市場機能の発揮、③金融機関の機能発揮、④横断的施策の実施）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に、以下の取組を実施した。</p> <p>○ 国際的なネットワークの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年にG7、ASEAN+3（日中韓）の議長国となる機会の活用に向けて着実に準備を進めるとともに、暗号資産やサステナブルファイナンスといった我が国の主要施策の意義を対外的に発信する取組を行った。また、令和5年2月には、財務省と連携し、G7財務トラックにおけるプライオリティを公表した。 ・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、関係者と密に連携しつつIAISの2023年年次総会等の我が国における開催に向けて着実に準備を進めた。また、IAISの各委員会会合等への参加・貢献を通じ、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督のあり方等の国際的な議論を積極的に主導した。 ・アジア・新興国の金融当局と意見交換等を実施し、協力関係を深化させた。具体的には、令和4年6月にインドネシア（金融庁）、インド（財務省）、令和4年9月にベトナム（国家証券委員会等）、タイ（中銀）、令和4年11月に中国（銀行保険監督管理委員会等）、韓国（金融委員会等）、インドネシア（金融庁）、令和5年2月に台湾（金融監督管理委員会）、令和5年3月にベトナム（国家証券委員会等）との意見交換を行った。 ・アジア・新興国の当局者に対し、グローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修を実施し、知日 |
|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>派の育成及び協力関係の強化に努めた。具体的には、5か国の銀行当局者5名及び6か国の保険当局者6名に対し、関心事項に沿ったオンラインでの研修を実施した（令和4年7、10月）。また、過去に本研修を修了した8か国の銀行当局者10名及び11か国の保険当局者12名について、フォローアップ研究員として日本へ招聘（令和4年11月、令和5年3月）のうえ、対面研修を実施した。また、過去に本研修を修了した当局者を対象としたアルムナイ・フォーラムを開催し、ネットワーク構築の一層の強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進国との間においても、各国当局の連携強化に向けて、経済連携協定に基づく合同金融規制フォーラムの開催（日英合同金融規制フォーラム（令和4年6月））や、海外当局との意見交換（金融庁・全米保険監督協会（NAIIC）定期会合（令和4年6、11月）、日スイス財務金融協議（令和4年11月）、金融庁・欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）定期会合（令和5年1月）等）を実施した。 ・監督カレッジや危機管理グループの会合開催等により各国当局との連携を強化するとともに、これらの機会やFSBにおける危機管理グループ会合の運営等に関する議論や関連作業への参画等を通じ得られた知見を活用し、我が国のモニタリング能力の向上につながった。 <p>○ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FATF第4次対日相互審査の結果を踏まえつつ、我が国における金融業界全体のマネロン対策等を強化していくため、検査要員の確保等の検査・監督体制を拡充するとともに、政府横断的なマネロン対策等の検討に金融庁としても積極的に参画し、関係省庁と緊密に連携した。 ・金融機関に対して、リスクベースで、高リスク業態を中心にマネロン対策等に関する検査・モニタリング等を実施し、金融業界全体の対策の強化を図った。 ・国際的にも高い水準でのマネロン対策等の実施が求められている中、中小規模の金融機関を中心にシステム整備等の面で単独での対応には課題があることから、(1) 全国銀行協会主催の「AML／CFT業務共同化に関するタスクフォース」に引き続き参加し、マネロン対策等の共同化の支援等を行うとともに、(2) マネロン対策等に係る共同システムの実用化に向け、共同システムを開発・実装する事業者への補助金の交 |
|--|--|--|--|--|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>付決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関等においてマネロン対策等の実施にあたっては、利用者に対して丁寧な説明を実施しているかの観点も含めモニタリングを継続している。また、業界団体等と連携した広報活動等や政府広報を通じて、広く利用者にマネロン対策等への理解と協力を求めた。 ・金融庁は、F A T F 基準（勧告、解釈ノート）の改訂などF A T F の政策立案機能を担う政策企画部会にて、共同議長国として、実質的支配者の透明性向上に関するF A T F 基準及びガイダンス改訂を予定通り取りまとめるなど、主導的な役割を果たし、国際的なマネロン対策等の課題解決に貢献した。 ・暗号資産については、令和5年に我が国がG7議長国となる機会も捉え、トラベルルールをはじめとする暗号資産に関するグローバルなF A T F 基準の早期実施や、D e F i、個人間で行われる取引（P2P取引）などを含めた暗号資産市場に関するリスクへの対応などを促進した。具体的には、金融庁が共同議長を務める暗号資産コンタクト・グループでの「暗号資産及び暗号資産交換業者に関するF A T F 基準の実施状況についての報告書」（令和4年6月）の公表を行った。また、これらの国際的な議論を国内に広く紹介し、我が国のマネロン対策等の強化につなげた。 <p>○ サステナブルファイナンスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のサステナビリティ開示の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・東京証券取引所において令和4年4月に発足したプライム市場の上場企業に対して、コーポレートガバナンス・コードの改訂に基づき、気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）の枠組み又はそれと同等の国際的枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めた。 ・さらに、気候変動にとどまらず、投資判断に必要なサステナビリティ情報をわかりやすく提供していく観点から、有価証券報告書において、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設した。 ・国際サステナビリティ基準審議会（I S S B）のサステナビリティ開示基準の策定の動きに対し、サステナビリティ基準委員会（S S B J）等の関係機関と連携して、国際的な議論への参画や意見発信などの取組を進めた。具体的には、人的資本をはじめと |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>するサステナビリティ情報の開示の充実に向け、日本が国際的な基準策定をリードするために、ISSBの東京拠点が基準開発に係るプロジェクトを担うために必要となる資金を、政府から国際会計基準（IFRS）財団に対して拠出した。また、国内外から官民の関係者を招いてシンポジウムを開催することを通じて、人的資本等のサステナビリティ開示に対する関心を高めるとともに日本企業の取組を直接ISSBに伝え、国際的な働きかけを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場機能の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待や国際的な動き等も踏まえ、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正した。 ・評価の透明性確保等の観点から、ESG評価・データ提供機関向けの行動規範を策定し、その適用への賛同を呼びかけた。 ・金融機関の機能発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素にかかる金融機関の取組について検討会を設置し、関係省庁と連携して企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論した。これに向けて、内外の金融機関・投資家との間で、信頼性のある移行計画の在り方につき議論を深めたほか、海外の先行事例の調査・分析も行った。 ・地域金融機関による企業支援のため、関係省庁・地方部局とともに、支援策を整理し、地域の関係者に浸透を図った。あわせて、金融機関による企業支援の取組事例と現場の課題を収集し、地域金融機関の取組促進につなげた。 ・国際的な議論も踏まえ、金融機関の気候関連リスク管理に必要なデータや指標に関する実務的な課題やその活用方法などについて検討を進めた。また、自然災害リスクへの対応における保険の役割の拡大が重要との指摘を踏まえ、その対応等について、各国監督当局との議論を進めた。 ・インパクトの評価 <ul style="list-style-type: none"> ・インパクト投資の推進を図るべく、新たな検討会を設置し、例えば収益との両立を含む、インパクト投資の基本的な考え方と類型等について議論を進めた。 ・専門人材育成等 |
|--|--|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進したほか、E S G投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化した。 ・生物多様性も含めた自然資本について、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）等の国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割の考察を行った。 <p>○ 規制・制度改革等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国が豊かで活力ある国で在り続けることに資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度のあり方を積極的に検討した。 <p>○ 事前確認制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図った。 <p>○ 金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当庁におけるデジタル・ガバメント中長期計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月に改めて策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用や価値を生み出すITガバナンスの強化に取り組んだ。また、情報セキュリティ対策の推進について、技術的な対策の多層化を行うとともに、職員に対する訓練や教育を行う等、情報セキュリティ対策の向上等を推進した。さらに、職員のIT・セキュリティや業務改革を伴うDX（デジタル・トランスフォーメーション）へのリテラシーを向上させるため、管理職を含む全職員を対象とした研修を開催した。 ・金融庁の行政手続きの電子化 <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備を行い、令和5年1月に運用を開始するなど、行政サービス向上に資する取組を進めた。 ・金融機関のモニタリングに利用するシステムについて、令和6年度に更改予定として、次期システムの設 |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|----|---|----------|--------|---|
| | | | | <p>計・開発を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等 <ul style="list-style-type: none"> ・許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有をはかるとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組んだ。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組むとともに、引き続きアンケートを行った。 ○ 経済安全保障上の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年5月、経済安全保障推進法が成立し基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度等が措置されたが、その円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努めた。 |
| 12 | <p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策1】 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><事前分析表></p> <p>評価結果や新基本計画（令和4年度～8年度）を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上）を設定した。 ○ 新たな測定指標（実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討）を設定した。 ○ 新たな測定指標（データ分析の可視化、ツール化）を設定した。 ○ 新たな測定指標（利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握）を設定した。 ○ 測定指標（金融庁Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、ツイート（発信）回数、いいね数、リツイート数。その他SNSでの情報発信強化）について、情報発信の量より質を重視する観点から、ツイート数及びリツイート数を指標から除外した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議において、政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的を実施し、会議での議論を金融行政に反映した。 |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・サステナブルファイナンス等の各分野における個別の課題について、各種有識者会議等を活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保した。 ・金融庁の関係幹部を含めた内部検証、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげた。 ・金融機関及び金融サービスの利用者等との対話を促進した。また、金融機関などが金融行政に対して率直かつ不安なく批判や要望を言えるよう、金融行政モニター制度や意見申出制度、各種サポートデスク、金融機関からの相談対応を着実に実施した。 <p>○ 金融行政におけるデータ活用の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人貸出明細等の高粒度データの定期的な収集に向けて、日本銀行と連携し、共同データプラットフォームに関する実証実験を行い、実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備を検討した。 ・金融機関からの徴求データを、金融経済情勢に関するマクロデータや企業の個社データ、地理的データと組み合わせるなど、データ活用の高度化による多面的な実態把握を推進した。また、それらの可視化・ツール化を通じて金融機関による企業支援のあり方や金融機関のモニタリングの高度化の検討に活かした。 ・利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、問題点の発掘に活かしたほか、深度あるモニタリング等に活用した。 ・データ分析基礎研修の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組んだ。 <p>○ 金融行政に関する情報発信の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイトを安定的に稼働させつつ、一般の利用者に分かりやすいページとなるよう、金融庁ウェブサイトのトップページ等の構成を見直した。 ・海外からの関心が高い事案については、タイムリーな公表を行うなど、英語による情報発信強化を進めた。 ・政府広報室等が主催する外部講師による研修・講演等に積極的に参加し、職員の広報に関する知見向上を図った。 <p>○ 総合政策機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4事務年度の金融行政における重点課題に対していかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、 |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|----|--|----------|--------|---|
| | | | | <p>「2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～」を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内横断的な重点施策の政策立案や総合調整機能の充実を図った。 ○ 決済インフラの高度化・効率化等 ・金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うことを通じて、学術研究の発展に貢献するとともに、金融行政の高度化につなげた。 ○ 財務局とのさらなる連携・協働の推進 ・財務局からの意見・提言に対する対応方針において、業務の見直し又は効率化を検討する、としたものについて、検討を進めた。 |
| 13 | <p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策2】 検査・監督の見直し</p> | 相当程度進展あり | 引き続き推進 | <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年6月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。 ○ 令和4年6月に「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」及び「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表した。 ○ 令和4年7月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表した。 ○ 令和4年8月に「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組」を公表した。 ○ 検査等の実施に当たっては、コロナの中、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を図るために、対面とりモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行った。 ○ 日本銀行との連携強化については、令和3年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づいて、金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向け、引き続き、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めた。 ○ モニタリング業務を行う職員の能力向上を図るため、金融実務知識・スキルを習得するためのオンデマンド動画研修のさらなる充実を図るとともに、階層別・テーマ別に事例・検証手法の研究や、課題解決思考力を養うための参加体験型グループ学習（ワークショップ）を開催するなど、組織的な人材育成プログラムを推進した。また、モニタリング研修の実施に際して、対面形式での研修を再開したほか、オンライン形式でも実施するなど、 |

| | | | | |
|----|-------------------------------------|------|--------|--|
| | | | | 効果的・効率的な研修を実施した。 |
| 14 | 【金融庁の行政運営・組織の改革施策3】 金融行政を担う人材育成等 | 目標達成 | 引き続き推進 | <p><事前分析表></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目標を明確にするため、達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。）を設定した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の能力・資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・各職員に対し希望する分野に応じた育成プログラムを提供するなど、職員の専門性を高めていくための環境整備を引き続き進めた。 ・現在金融庁で不足している、または将来必要となると予想されるスキル・知見を特定するとともに、職員がそれらをどのように身に付けていくかについて検討を進めた。 ・将来の金融行政を担う若手職員が金融行政官としての基礎を体系的に習得できるよう、研修計画を抜本的に見直した。 ・業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の推進を図るため、「データ分析基礎研修」の実施や、金融経済分析の学識経験者による支援等を通じて、金融庁内のデータ分析プロジェクトの質の向上に取り組んだ。 ○ 職員の主体性・自主性の重視 <ul style="list-style-type: none"> ・自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボや、職員が主体的・自主的に研究し、個人論文やコラムとして公表することをサポートする枠組みについて、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを引き続き進めた。 ・政策立案に資するため、金融機関や有識者など外部からの有益なインプットを得るべく、講演会や勉強会を開催するなど、積極的な取組を引き続き行った。 ・職員が自主的にキャリアパスを選択できるよう、庁内でポストの公募を行った。 ○ 誰もがいきいきと働ける環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・産休・育休取得職員の円滑な復帰を支援する取組を引き続き進めた。 ・テレワークやオンライン会議を行いやすい環境整備を引き続き進めた。 ・安全かつ効率的な業務遂行のための金融庁ネットワ |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>ークシステムの刷新に係る検討、定型的な総務・庶務業務の外部委託の検討やRPA（R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o n）化の推進等を通じて、柔軟で効率的な働き方の実現に向けた取組を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手を含め各職員がより一層納得感や、やりがいを感じて業務に取り組めるよう、より働きやすい職場環境に変えるためにどうしていくか、さらには、望ましい組織文化等の在り方をどう考えるかなど、庁内で積極的に対話を行うとともに、庁外からも様々な形で意見を聞き、より働きやすく高い成果を生み出していく組織としていくための改革を進めた。 <p>○ 幹部職員等のマネジメント向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」する取組を引き続き実施した。 ・360度評価や職員満足度調査等を継続的に実施するとともに、組織活性化に向けた各局の取組状況を金融庁内で随時共有した。 ・マネジメント層に対しマネジメントの手がかりを提供する取組を実施した。 |
|--|--|--|--|---|

表4 規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

| No. | 政策の名称 | 政策評価の結果 | 反映状況 | 政策評価の結果の政策への反映状況 |
|-----|-----------------------------------|----------------|--------|---|
| 1 | 投資信託・投資法人法制の見直し（令和4年6月24日公表） | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 2 | 銀行等グループの利益相反管理体制の見直し（令和4年6月30日公表） | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 3 | 金融グループにおける経営管理の充実（令和4年6月30日公表） | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |

| | | | | |
|----|---|----------------|--------|---|
| 4 | 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 5 | 金融グループにおけるIT・決済関連業務の取扱い(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 6 | 銀行代理業制度、外国銀行代理業務制度の見直し(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 7 | 臨時休業時の店頭掲示期間の見直し(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 8 | 仮想通貨交換業に係る制度整備(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 9 | ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 10 | 信用協同組合連合会による国等に対する員外貸付制限の見直し(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 11 | 電子決済等代行業に係る制度整備(令和4年6月30日公表) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |
| 12 | キャッシュ・マネジメントの高度化等に係る貸付けに係る貸金業規制の適用の見 | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。 |

| | | | | |
|----|---|----------------|--------|--|
| | 直し(令和4年6月30日公表) | | | |
| 13 | 信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する員外貸付制限の見直し(令和5年3月30日) | 必要性及び有効性が認められる | 引き続き推進 | <p><引き続き推進></p> <p>規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。</p> |